

平成22年6月1日発行

月刊 田中けん

第4期 vol.09 (通巻41号)



区議会「一人の会」無所属

田中けんは、タバコ1箱1,000円を支持します。

info@t-ken.jp

R100

古紙配合率100%の再生紙を使用しています

お名前、ご住所、電話番号をご記入の上、「月刊田中けん」への投稿をお待ちしています。原則、実名紹介です。

希望者のみ、匿名扱いといたします。

ただし、紙面の都合上、短文化をします。

掲載できない場合もあります。ご了承ください。

弁護士の無料相談を受付中

詳しくは、03-3248-0888 (平日9時~18時)まで

ツイッター始めました。

<http://twitter.com/edoken>

皆様のご意見をお待ちいたします。

目次

陳情審査に区民の直接参加を 1

裁判员裁判の現状と問題点 3

陳情審査に区民の直接参加を

陳情とは、何か問題意識を持った人が、議会に対して、その実情を文章で訴え、少しでも善処してくれるようお願いすることです。

ここでは、江戸川区における陳情審査の問題点について指摘します。

4月15日(木)に福祉健康委員会の陳情審査がありました。

数ある陳情審査の中で私が注目したのは、第99号陳情でした。

「江戸川区立保育園民営化の中長期計画の公表を求める陳情」と題する陳情原文を冒頭から一部引用します。

平成19年度に始まった江戸川区立保育園の民営化は、明確な選定基準も明らかにされず、将来にわたる具体的な民営化計画も示されないままに進められています。民営化の進め方に関し、これまでも多くの保護者から不安や改善を求める声があがっています。しかしながら、保護者が安心できる丁寧な進め方にはいまだに至っていません。

将来にわたる具体的な計画、明確な選定基準などが公表されていないため、区立保育園の利用者である保護者は、子どもたちが通っている保育園が「いつ途中で民営化されるか分からない」という先の見通しが立たない不安でいっぱいです。また、これから保育園を利用しようという家庭からも、「民営化の長期ビジョンが分からないため、保育園を選ぶのに困っている」という声があがっています。

私は執行部(役所の職員)に対して、陳情原文に書かれた記述が事実認識として正しいのかどうか、前回の陳情審査で質問をしていました。

その回答として出てきた文章が以下の通りです。

○陳情に対する反論

・区としては「区立保育園民営化の進め方」に沿って、保護者の意見を十分に聴きながら、丁寧に進めています。

このように回答している。

✓

つまり説明をしたという事実は双方が認めていても、陳情者は「丁寧ではない進め方」といい、執行部は「丁寧に進めている」と言っているのです。

つまりこのように事実認識が違う場合、陳情審査をしている委員である議員からすれば、どちらか一方を信じる以外、どちらが正しいことを言っているのかわかりません。ここで必要なのは、当事者の印象ではなく、事実なのです。

「丁寧な進め方」と言うならば、丁寧であったという事実を、執行部側が提出しなければなりません。

個人と組織が対立した場合は、対応能力の差から、組織により大きな立証責任があると私は考えるからです。

このように陳情審査では、陳情者（区民）と執行部（役所）の利害が対立することはしばしばあります。利害が対立すれば、主張や認識が違ってきます。しかし、その事実確認に対して、委員会の委員である議員が直接事実を知る術はないのです。とことんまで、陳情者と執行部がその認識の違いを、事実をもって説明して、初めて委員は判断できるはずなのです。

民事裁判をイメージしてください。民事裁判では常に原告と被告の弁護士が立場は違えども対等に意見できます。それぞれ十分な時間を取っての発言が保証されています。進行はそれぞれの同意の下に進められます。一方が抑圧的に対応されることもありません。裁判では、双方が主張する意見や提出された証拠に対して吟味がされて、時には双方の証人を法廷に呼んで審議が進められるわけです。

では、江戸川区議会における陳情審査はどうでしょうか。

原告に相当する陳情者は、陳情文を提案できます。委員会の場では、陳情者によって書かれた陳情原文が読み上げられます。でも陳情者の権利はここまです。この後、陳情審査は始まりますが、陳情に関して何ら予備知識を持たない前提の委員が最初に行くことは、執行部に対する資料要求です。

委員会は、毎月1回開かれるので、第1回目の審議では、陳情原文が読まれて、資料要求が出される程度で審議は終わります。2回目以降の審議で、様々な資料が執行部から提案されますが、これらの資料をその場で見る権利も、その資料に反論する権利も、新しく自分たちの資料を提出する権利も、陳情者にはありません。

執行部から提出された資料に関して、委員はそ

れらが無批判で信じてしまう傾向があります。陳情者からすれば、はがゆいことでしょうか、陳情審査の場において、陳情者が委員会で発言できる権利は無いので、そのまま審議は進んでしまいます。

そもそも委員会の場において、陳情者が権利として出席できないのです。せいぜい傍聴者の1人として、審議の成り行きを見守ることができる程度なのです。

執行部にも、陳情に対して、主体的に意見したり、委員に質問したりする権利（委員の真意を探るべく、発言を聞き返す質問はある）はありません。それでも、委員会の場に同席しているので、委員から求められれば、意見も言えるし、資料も提出できます。このように陳情者と執行部は、陳情審査の場において対等な立場ではありません。執行部が第三者の立場ならば、問題ありません。

しかし、陳情者と執行部の利害が対立する場合は、対立する者同士が同時に審議の場所に出られることこそ平等なのです。それができていないのが、江戸川区議会の陳情審査なのです。

議会における陳情審査とは、裁判並に公平性を期すべきです。執行部だけが常に委員会に出席しているのではなく、陳情者もまた権利として、その審議に同席できるような運営に改めるべきです。

権利ですから、多忙な陳情者は出席を拒否することもできます。しかし、より切実に直接訴えたい陳情者がいれば、その要求に従って、陳情者の委員会における同席および発言を常に認めるべきであると、私は思うのです。

細かいことかもしれませんが、有権者による政治への直接参加とは、このような1つ1つの事案を実現することで、獲得されます。政治参加の意識が高い有権者には、このような新しい陳情審査に対して、諸手を挙げて賛成してくれると私は信じます。

「有権者の意見を議会に届けます」



こんなコトを言っている政治家はもう古いのです。

「有権者が直接話せる議会を作ります」

有権者の直接参加を主張する議員こそ、私は新しい政治家の使命だと思っています。

裁判員裁判の現状と問題点

4月10日(土) 大阪にて行われた陪審制に関する勉強会に出席しました。そこでは、今行われている裁判員裁判の現状と問題点について、高山巖弁護士から講演をしていただきました。簡単ですが、ご紹介します。

注意：陪審制とは、一般市民から無作為で選ばれた陪審員によって、審議を行う司法制度。特徴としては、6～12名で構成され、原則として全員一致であり、審議には裁判官を含めない。刑事事件では、有罪・無罪だけを決め、有罪の場合の量刑は裁判官が決める。民事事件では、被告の責任の有無だけでなく、損害賠償額まで決める。一般市民が判決を決めるため、一般常識が判決に繁栄しやすい傾向がある。四角四面の法的判断の枠を超えて、弱者に対しては温情ある手厚い判決を、強者に対しては厳しい判決が出る傾向が強い。

2009年5月21日 裁判員裁判開始

(注意：裁判員制度とは、特定の刑事事件において、一般市民から無作為に選ばれた裁判員が、裁判官と一緒に審議を行う日本だけの司法制度。原則として、6名の裁判員と3名の裁判官による合議体で行われ、多数決で判決を決める。ただし、過半数の賛成であっても、最低1名の裁判官がそこに入っていないといけない。このように、審議に裁判官が入ることと、多数決で評決が決まることが、陪審制とは大きく異なる点である)



2010年3月31日 約1700件の起訴 判決は200件

裁判員裁判が行われる裁判所は、全国で60ヶ所。全ての地方裁判所の裁判員が関わる裁判で判決が出ている。

毎月約200件の起訴がされている。

裁判員裁判が導入される以前は、年間どれくらいの件数が裁判員裁判の対象となるかという議論があった。年3000件ぐらいではないかという予想に反して、2010年5月20日の開始一年目には、約2000件強になる見通し。

なぜ対象裁判が予想に比べて減ったのか。

その理由は、検察が起訴に対して控えめな対応をしているから。

例その1。 ナイフを使って人の腹を刺した事件。全治三週間の怪我。腹を刺したのだから、死んでしまうことも考えられるわけで、これまでのケースで言えば、検察は殺人未遂で起訴していただろう。ところが検察は、単なる傷害罪で起訴した。本来、立場が異なる弁護士でさえ、殺人未遂が妥当だと思えるようなケースでも、この様になっている。

例その2。 強盗致傷という罪がある。単なる強盗ではなく、強盗時において、被害者などに怪我をさせた場合の罪。最高刑は無期懲役。本来ならば裁判員裁判の対象事件。しかし、実態は、窃盗と傷害という2件の罪に

分けて起訴することで、裁判員裁判の対象事件から意図的に外している。

(注意：裁判員裁判の対象事件は、最高刑に死刑か無期懲役がある事件と、故意の犯罪行為で人を死なせた事件に限られる。例えば殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪、危険運転致死罪など)

例その3。 現住建造物等放火罪。人の住んでいる建物に火をつける罪。最高刑は死刑。家の前にある段ボールに火を付けて、当然それは家にまで燃え広がることが予想されるにも関わらず、直接的に家に火をつけたわけではないという理由で、器物損壊罪での起訴。

例その4。2010年4月9日 asahi.comより

大分市内の20代女性が性的暴行を受けてけがをした事件があり、捜査した大分県警が、被害者の意向をくんで裁判員裁判の対象となる強姦(ごうかん)致傷容疑での立件を見送り、強姦容疑で男を逮捕、送検していたことが9日、捜査関係者への取材でわかった。女性は当初、厳罰を望んでいたが、強姦致傷罪が裁判員裁判の対象と知り、「人前にさらされたくはない」と県警に不安を訴えていたという。

性犯罪を巡っては裁判員制度が導入される前から、被害者のプライバシーをどうやって守り、配慮するかが課題となっていた。今回は被害者の裁判員裁判に対する懸念が立件内容に影響を与えた。

もちろん被害者の意向もあっただろうが、事件の背景には、検察としても軽めの起訴に留めたいとの思惑があり、被疑者との利害が一致していた。しかし、そのような検察事情についての報道は、asahi.comには書かれていない。

なぜ検察は、控えめな起訴しかしないのか。裁判員裁判を避けることによって、判決の行方は検察の予想通りに導くことができる。しかし、裁判員裁判になってしまうと、自分たちの予想が外れ、起訴した事案がひっくり返ることもありうる。それを恐れているから。

(注意：検察にとっては、起訴した事件が、減刑や無罪になることは、検察側の失点と考える。つまり出世の妨げになると考えられている)

裁判員裁判の対象事件が多いのは、東京と大阪と千葉。東京は人口が多いから。

大阪は強盗が多い。強盗だけならば裁判員対象事件とされないが、強盗に伴って誰かが怪我をすると、強盗

致傷となって、裁判員裁判の対象になる。更に関西空港があるので、麻薬・覚せい剤に関する事件が対象となる。

同様の理由で、千葉も成田空港があるので、裁判員裁判の対象事件は多い。

裁判員の出頭率に関する数字のマジック。

2009年8月～11月末の裁判員裁判に基づくデータ（最高裁発表）

候補者7423人→呼び出さない措置2157人。つまり裁判員になることに理由をもって拒否した人

残り5266人→直前になって都合が付かず呼び出し取り消しを求めた人1665人。

残り3601人→出席3071人。

裁判員裁判が導入された当初、2009年8月3日時点では、各種メディアは、出頭率96%と書き立てた。しかし、それとてドタキャンした場合のみを出頭しなかった者として数えた率であって、最初の候補者から出頭率を算出すると、実際には、 $3071/7423=41.4\%$ しかない。

今後、正当な理由なしに選任手続きを欠席した候補者を「10万円以下の過料に処する」と定めている罰則規定はあるが、これまで適用例はないことから、今後は平然と出頭拒否したり、ドタキャンする者も増えてくることが予想される。

つまり、裁判所と報道機関は、90%以上の数字を提示することで、この裁判員制度が、意外と順調に行われているというイメージを意図的に世論に対して植え付けようとしている。

（まさに、数字は嘘をつかないが、嘘つきは数字を使うという典型例）

積み残し問題。

前述したように、

2010年3月31日 約1700件の起訴 判決は200件

裁判員裁判は、非常に滞っていて、スムーズに判決が出ていない。これでは制度が破綻するのではないかと懸念がある。よって、なるべく裁判員裁判をスムーズに進行させるために、公判前整理手続ということが行われる。

公判前整理手続では、何が行われるのか。

争点と証拠の整理。審理計画の策定。

しかし、これは当日判断を行う裁判官も参加して行われるため、事前に予備知識を持たない裁判員と裁判官では、法律の知識もさることながら、担当事件についての予習をしている裁判官との情報格差が開いてしまう。よって、今でも裁判官による判決への誘導が懸念されているのに、更に裁判官が判決を誘導しやすい条件が整ってしまう。

更に、自分の事件でありながら、この手続きにおいては、被告人は参加できない。つまり被告人不在で、実質的裁判は進行してしまう。これでいいのか。

また裁判所で裁判員は大切なお客様状態で扱われる。中には、裁判員が帰る際、エレベーターの所まで裁判官がお見送りをするという事例も報告されている。つまり、このような「お客様扱い」することは、裁判官の誘導に対して、異を唱えない従順な裁判員を期待しての演出ではないだろうかと思ってしまう。この様な裁判員への対応で、真に対等な立場で自由な議論が裁判で行われるのだろうか。



判決後に行われた裁判員の記者会見では、関係者がヒヤリとするようなコメントが出されている。

「裁判長が全然言うことを聞いてくれなかった」

「裁判官から、このような場合は殺意があるんですと言われてしまい、もう何も言えなかった」

このように、内部の議論では、最初から心配されたように、実際に多くの知識と経験を持った裁判官による誘導があった。それにも関わらず、この事実が明らかになることを関係者は好ましく思っていない。なぜならば、「裁判員の意見を誘導する裁判官」のレッテルが審議に参加した裁判官に貼られることは、それはそれで、本人にとっては不名誉なことだからだ。裁判員裁判とは、裁判官が裁判員を誘導しないという期待感と前提で成り立っている制度だからである。

それでも、なるべくスムーズに裁判を終わらせたい「知識も経験も事前情報もある裁判官」が、遅々として進まない議論に参加していたら、裁判員に対して誘導的発言をしてしまうことは当然であろう。審理計画に沿って、短期間に裁判を終結させようとする制度上の制約や、裁判官が審議に加わるという裁判員制度の根本的欠陥が、ここにも表れてしまっている。

だからといって、裁判官も露骨な誘導はできないので、「お客様扱い」の裁判員に対して、今後どのように接するべきか、その難しさが問われている。

最後に、高山巖弁護士は、裁判員裁判は、本来、裁判の理想である陪審制にとっての一里塚（過程型）にはならないと断言して、この講演を終えた。

高速道路の無料化

脱官僚・天下りの根絶

人口過密の解消



江戸川区
議会議員

田中けん

自宅事務所

〒132-0021 江戸川区中央4-25-14
☎ 03-3248-0888(平日9時～18時)
E-mail info@t-ken.jp

プロフィール

- 1966年 江戸川区生/松江三中卒 墨田川高校卒 千葉大学教育学部卒
- 1995年4月 江戸川区議会議員選挙 (2789票・41位)当選
- 1999年4月 同選挙 (4282票・16位)当選
- 2001年6月 東京都議会議員選挙 (12394票・8位)落選
- 2003年4月 江戸川区議会議員選挙 (4103票・15位)当選
- 2007年4月 同選挙 (3883票・25位)当選

禁煙地方議員連盟代表幹事、ホームヘルパー2級、スペイン語を勉強中

www.t-ken.jp